

復興交付金事業計画

計画名称 広野町復興交付金事業計画
計画策定主体 広野町・福島県
計画期間 平成23年度～平成27年度
計画区域 広野駅周辺地区
計画区域における震災による被害の状況 (1) 概要 被災対象地区は、JR常磐線広野駅の東側に位置し、県道広野・小高線が南北に縦断している。地区北側に北迫川、地区南側に浅見川が流れている。田地在広がっていた地区であり、兼業農家が多くなっている。 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震と津波により、海岸堤防や道路、上下水道などのインフラ等が被害を被った。 JR常磐線をはさみ地区の西側は役場や小中学校が立地する市街地エリアとなっている。 (2) 人的被害（平成24年1月17日現在） 死者 2人 行方不明者 1人 (3) 家屋被害（平成24年1月現在） 被災棟数は、86棟であり、大規模半壊以上の被災家屋が8割となっている。北迫川、浅見川や中央部の水路を遡上したことによる被害が発生している。

	被災状況		棟
	下北迫地区	下浅見川地区	計
全壊(流出)	10	12	22
全壊(撤去)	13	9	22
全壊(条件付再生可)	4	0	4
大規模半壊	10	10	20
半壊(床上浸水)	8	6	14
一部損壊(床下浸水)	2	2	4
被害なし	0	0	0
被災家屋数合計	47	39	86

(4) 津波浸水面積 津波被害による浸水面積は約 72ha (最大浸水深 6.3m)
震災の被害からの復興に関する目標 (1) 市街地復興の全体方向 ・約 130 棟が被災し、大規模半壊以上の被災家屋が 7 割となっている。復興に関する住民意向は、現位置居住希望約 3 割、個別移転希望約 4 割となっている。(平成 23 年 7～8 月調査時点) ・当地区は、広野駅に近接し、JR 常磐線西側には町役場や学校等の公共施設が立地する、広野町の中心的なゾーンである。現位置居住希望は 3 割であるが、堤防強化等の安全対策を実施することにより、現位置での居住希望割合が高まることも想定される。 ・そこで、津波・浸水対策の強化を前提に、現位置復興を基本とすることが望ましい。 ・海岸道路や防災緑地などにより津波被災への安全性を高めるとともに、県道広野・小高線(現道)について、避難路の軸としての機能充実を図り、沿道について、旧街道としての街並みにも配慮した居住環境整備を図っていく。 (2) 土地利用別市街地復興の方向 1) 住居系復興の考え方 ①県道広野・小高線沿道周辺地区 ・広野・小高線(現道)を避難路の核として拡幅や停車帯確保等により機能を充実し整備を図り、生活動線としての機能も確保し、居住環境向上、生活利便性向上を図る。 ・沿道で復興する街並みは、「陸前浜街道」沿道という立地を踏まえ、街道に相応しい街並み景観となるよう地区計画、建築協定等による規制誘導を検討する。 ・現位置または移転による個別再建を基本とし、避難路整備等により移転が必要となる居住者への移転先斡旋や、低所得者世帯対策としての公営住宅整備を図る。 ②北迫川と町道久保田 1 号線の間の住宅地 ・北迫川と町道久保田 1 号線の間の住宅地は、津波の河川遡上等に対する安全性確保の面から、移転が望ましい。住民の意向を調整し、防災集団移転促進事業の活用を図る。 2) 事業所系復興の考え方 ・県道広野・小高線沿道(現道)沿道や駅周辺街区での商業・サービス業等の立地誘導を図る。 ・農地の除塩等により農業基盤の整備を推進し、就労の場を確保する。
対象事業の詳細 様式 1-2、1-3、1-4、1-5
基金設置の有無・基金設置の時期 ☒ (基金設置主体：広野町・福島県) / 無 () (基金設置の時期：広野町 平成 24 年 3 月、福島県 平成 24 年 3 月) ※該当を ☐ で囲んで下さい
復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 福島県復興ビジョン、広野町復興計画(第一次)